

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
白 銅 株 式 会 社
取締役会長 山 田 祐 次

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使する事が出来ませんので、お手数ながら後記参考書類をご検討賜り、同封の議決権行使書用紙に賛否を表示され、ご押印のうえ、折り返しご送付下さいますよう、とくにお問い合わせ申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
三菱ビル 10階
コンファレンススクエア エムプラス グランド
3. 株主総会の目的事項
 - (1) 報告事項
 1. 第57期（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件
 2. 第57期（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 決議事項
 - 第1号議案 第57期利益処分案承認の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役6名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名選任の件
 - 第5号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに計算書類等に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.hakudo.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承下さい。

(添付書類)

営業報告書

(自 平成17年4月1日)
(至 平成18年3月31日)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過および成果

当連結会計年度のわが国経済は、企業収益の改善や設備投資の増加等により、緩やかに回復基調を続けましたが、当社グループの所属する金属業界におきましても景況は終始堅調に推移しました。

また当社グループの営業依存度が高い半導体製造装置業界および液晶製造装置業界の景況は年度前半にかけて若干減速傾向を示したものの、年度後半には底堅く推移しました。

一方、商品市況は大きく変動しており、アルミ地金は期初トン当り249千円から期末には329千円に、また銅地金は期初トン当り388千円から期末には626千円にと値上がり傾向が続き、先行きについても商品市況は当面強含みの状況が続くものと見込まれています。しかしながらステンレス鋼板は、アルミ地金、銅地金と異なり、期初キロ当り305円から期末には300円にと安定的に推移しました。

このような環境のなかで、当社グループは、設備投資意欲が旺盛な産業界の情報収集に努め、地域密着型営業の徹底を図りました。

また日増しに増加する需要への対応ならびに今後の東日本地区の営業深耕のため、厚木戸田工場、滋賀工場に続く第三の工場として平成18年2月、郡山工場を開設しました。

子会社の上海白銅精密材料有限公司におきましては、上海を中心とした地場企業や日系企業向けにアルミ、特殊鋼、ステンレス、伸銅品等を拡販し、業容の拡大に努めました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は301億8千5百万円（前年同期比12.3%増）となり、営業利益は27億2千万円（同10.2%増）、経常利益は28億3千3百万円（同13.1%増）となりました。

また前連結会計年度には遊休地の減損損失等4億2千4百万円を計上しましたが、今期は減損損失の計上もなく当期純利益は前連結会計年度に比べ大幅に増加し、16億5千5百万円（同22.7%増）となりました。

企業集団の売上高の内訳

品 目		金 額 (百万円)	構 成 比 (%)	前期比増減(△) (%)
在 庫 品	ア ル ミ	11,969	39.7	8.0
	伸 銅	3,183	10.5	21.7
	ス テ ン レ ス	3,961	13.1	19.4
	そ の 他	444	1.5	25.0
	計	19,558	64.8	12.6
特 注 品	ア ル ミ	8,897	29.5	10.6
	伸 銅	520	1.7	12.0
	ス テ ン レ ス	660	2.2	20.5
	そ の 他	548	1.8	18.3
	計	10,626	35.2	11.6
合 計		30,185	100.0	12.3

(2) 企業集団の対処すべき課題

① 顧客主義の徹底

当社の強みは、お客様の多彩なニーズに対応する豊富な品揃えと高度な切断技術の提供ならびに物流のクイックデリバリー機能ですが、拡大するお客様のニーズに応じて商品・サービスの更なる品質改善に努めます。

特に新設の郡山工場における切断加工能力を高めることにより、全社的にみた在庫品の供給力を拡大して足下の需要増に対応するとともに、とりわけ東日本地域のお客様に対するきめこまやかなサービスの提供に努めます。

また、地域密着型営業の展開のため、全国各地に営業拠点を徐々に増やしつつありますが、更にその拡充を図り、顧客満足度を一層高める営業活動を行います。

② 自己完結型と機能別型のマトリックス組織の実現

当社は、各支社に営業・仕入・物流の各機能を持たせた自己完結型組織にしておりますが、更に効率的な運営をすべくこの組織を充実させてまいります。

平成18年4月に業務統括部を新設し、各支社別に配している営業・仕入・物流の各機能を全社的に見直して、合理化・効率化を図ることにより、全体最適を推し進めます。すなわち、支社・部単位の「縦型」と機能別単位の「横型」を組み合わせたマトリックス型の組織として更なる経営の効率化を図ります。

③ 営業総力戦の徹底

当社では営業部門だけでなく、間接部門を含む全部門が一致団結して、継続的に経常利益の極大化を図ります。

基幹コンピューターシステムである総合情報システムの改良を行い、より効果的な情報管理を推し進めるとともに、各工場に本格的にバーコードシステムを導入して、緻密な工程管理を実施いたします。

④ 海外事業の展開

子会社の上海白銅精密材料有限公司は、早期に通期での収益黒字化を図ることが課題であります。

日系、台湾系、地場の中国系の競合先とのコスト競争は激しくなっておりますが、切断加工機能を充実させて商品の品質を高め、短納期で商品を納入することにより、国内と同様に当社グループ独自のビジネスモデルを浸透させ、売上および経常利益の増大を図ります。

(3) 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度において、金融機関から2億4千1百万円を借入れ、11億6千2百万円を返済しております。

金融機関との間で次のとおりコミットメントラインを設定しております。

(単位：百万円)

銀 行 名	金 額
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,000
株式会社三井住友銀行	1,000
合 計	2,000

なお、上記のうち当連結会計年度末現在の実行額はありません。

(4) 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度の当社グループの設備投資は総額で8億9千4百万円実施いたしました。

うち当社においては、郡山工場の開設、厚木戸田・滋賀各工場の能力増強投資ならびに総合情報システム関連投資など7億3千3百万円、子会社の上海白銅精密材料有限公司においては、社屋の土地使用権、建物の取得ならびに能力増強投資など1億6千1百万円であります。

(5) 企業集団および当社の営業成績および財産の状況の推移

① 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

項 目	第 56 期	第57期(当期)
	自平成16年4月1日 至平成17年3月31日	自平成17年4月1日 至平成18年3月31日
売 上 高(百万円)	26,888	30,185
経 常 利 益(百万円)	2,506	2,833
当 期 純 利 益(百万円)	1,349	1,655
1 株 当 たり 当 期 純 利 益(円)	101.29	120.84
総 資 産(百万円)	21,467	22,987
純 資 産(百万円)	8,950	10,073

② 当社の営業成績および財産の状況の推移

項 目	第 54 期	第 55 期	第 56 期	第57期(当期)
	自平成14年4月1日 至平成15年3月31日	自平成15年4月1日 至平成16年3月31日	自平成16年4月1日 至平成17年3月31日	自平成17年4月1日 至平成18年3月31日
売 上 高(百万円)	17,357	22,271	26,972	30,184
経 常 利 益(百万円)	1,226	2,022	2,654	2,919
当 期 純 利 益(百万円)	685	1,053	1,494	1,483
1 株 当 たり 当 期 純 利 益(円)	51.57	79.64	112.56	107.42
総 資 産(百万円)	19,612	20,845	21,647	22,732
純 資 産(百万円)	7,409	8,162	9,162	10,093

2. 会社の概況（平成18年3月31日現在）

(1) 企業集団の主要な事業内容

アルミ、伸銅、ステンレス、特殊鋼、プラスチック等の金属製品等の加工および販売

(2) 企業集団の主要拠点

① 当社の主要拠点

本社	(東京都千代田区)
東部支社	(東京都千代田区)
仙台営業所	(仙台市青葉区)
北関東営業所	(さいたま市大宮区)
厚木営業所	(神奈川県厚木市)
静岡営業所	(静岡市葵区)
長野営業所	(長野県松本市)
開発特販事業部	(東京都千代田区)
西部支社	(大阪市淀川区)
名古屋営業所	(名古屋市中区)
中四国営業所	(岡山県岡山市)
九州営業所	(福岡県久留米市)
厚木戸田工場	(神奈川県厚木市)
滋賀工場	(滋賀県蒲生郡日野町)
郡山工場	(福島県郡山市)

② 子法人等の主要拠点

上海白銅精密材料有限公司	(中国上海市)
--------------	---------

(3) 株式の状況

- ① 会社が発行する株式の総数 16,720,000株
- ② 発行済株式の総数 12,840,000株
- ③ 株主数 3,505名
- ④ 大株主の状況

(単位：株、%)

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
廣 成 株 式 会 社	1,497,019	11.7
山 田 広 太 郎	1,082,000	8.4
山 田 哲 也	972,000	7.6
山 田 晋 司	972,000	7.6
山 田 の ど か	845,000	6.6
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社（信託口）	708,300	5.5
山 田 光 重	681,000	5.3

(注) 当社の大株主への出資はありません。

(4) 自己株式の取得、処分等および保有の状況

- ① 取得した株式
普通株式 50株
取得価額の総額 144,250円
- ② 決算期末において保有する株式
普通株式 505株

(5) 新株予約権の状況

該当事項はありません。

(6) 企業集団および当社の従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
258名	21名 増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
218名	11名 増	36.0歳	12.0年

(注) 上記従業員数には、パートタイマー等（66名）は含まれておりません。

(7) 企業結合の状況

① 重要な子法人等の状況

会社名	資本金(千US\$)	議決権比率(%)	主要な業務内容
上海白銅精密材料有限公司	3,600	100	非鉄金属加工販売
上海白銅貿易有限公司	200	100	非鉄金属販売

② 企業結合の経過

中国における法・規制改正により、貿易業務を上海白銅精密材料有限公司にて行うことが可能となったため、平成17年9月に上海白銅貿易有限公司の業務を上海白銅精密材料有限公司に統合し、上海白銅貿易有限公司は解散することを決議し、現在清算手続き中であります。

③ 企業結合の成果

当社の連結子法人等は上記の重要な子法人等の状況に記載の2社であり、当連結会計年度の連結売上高は、30,185百万円（前年同期比12.3%増）、連結当期純利益は1,655百万円（同22.7%増）であります。

(8) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高 (百万円)	借入先が有する当社の株式	
		株式数 (千株)	議決権比率 (%)
株式会社みずほ銀行	1,000	90	0.7

(9) 取締役および監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当または主な職業
取締役会長(代表取締役)	山 田 祐 次	
取締役社長(代表取締役)	北 村 文 夫	上海白銅精密材料有限公司董事長 上海白銅貿易有限公司董事長
取 締 役	山 田 和 正	廣成株式会社代表取締役社長 株式会社ライブ白銅代表取締役社長
取 締 役	瓦 林 秀 嗣	ドットコモディティ株式会社常勤監査役
取 締 役	井 上 薫	執行役員西部支社長
取 締 役	倉 橋 成 幸	倉橋護謨工業株式会社代表取締役会長 株式会社東京測振代表取締役常務取締役
取 締 役	小 田 律	執行役員東部支社長
常 勤 監 査 役	荻 野 豪	
監 査 役	小 池 良	小池公認会計士事務所代表
仮 監 査 役	吉 田 治 彦	株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ取締役 長野計器株式会社取締役

- (注) 1. 山田和正氏、瓦林秀嗣氏および倉橋成幸氏の3氏は、旧商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
2. 監査役小池良氏および仮監査役吉田治彦氏は、旧商法特例法第18条第1項に定める社外監査役であります。
3. 当期中における監査役の異動は下記のとおりです。
 辞任 平成17年12月28日付 監査役 前川泰廣氏
 就任 平成17年12月28日付 仮監査役 吉田治彦氏
 監査役前川泰廣氏の辞任に伴い、平成17年12月28日付で東京地方裁判所の選任決定を受け、吉田治彦氏が仮監査役に選任され就任いたしました。
4. 平成18年4月1日付をもって次のとおり変更いたしました。

会社における地位	氏 名	担 当
取締役社長(代表取締役)	井 上 薫	上海白銅精密材料有限公司董事長
取 締 役 相 談 役	北 村 文 夫	
取 締 役	小 田 律	常務執行役員営業本部長

(10) 取締役および監査役に支払った報酬等の額

(単位：百万円)

区 分	取 締 役		監 査 役		計		摘 要
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	
定款または株主総会決議に基づく報酬	7名	73	4名	16	11名	90	第49回定時株主総会（平成10年6月29日開催）決議による報酬限度額 取締役：月額12百万円 （但し使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない） 監査役：月額3百万円
利益処分による役員賞与	4名	49	—	—	4名	49	
計	—	122	—	16	—	139	

(注) 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与を含む）は、30百万円です。

(11) 会計監査人に対する報酬等の額

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

	支 払 額 (百万円)
1. 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	22
2. 上記1. のうち公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	19
3. 上記2. のうち当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	19

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、旧商法特例法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、3. の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

該当する事項はありません。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	16,104,254	流動負債	11,968,327
現金預金	3,093,606	支払手形	4,771,308
受取手形	3,249,490	買掛金	5,080,007
売掛金	6,838,373	1年内返済予定の長期借入金	500,233
商物品	2,670,435	未払金	77,947
貯蔵品	19,007	未払費用	387,400
前払費用	23,203	未払法人税等	755,834
繰延税金資産	200,052	未払消費税等	43,512
未収入金	12,066	賞与引当金	326,653
その他の他	17,126	その他	25,429
貸倒引当金	△19,108	固定負債	670,705
固定資産	6,628,456	長期借入金	502,985
有形固定資産	4,194,229	退職給付引当金	4,734
建物	1,935,730	役員退職慰労引当金	132,036
構築物	124,488	その他	30,950
機械装置	322,120	負債合計	12,639,032
車両運搬具	21,217	資本の部	
工具器具備品	133,836	資本金	1,000,000
土地	1,656,834	資本剰余金	621,397
無形固定資産	1,265,189	資本準備金	621,397
ソフトウェア	1,250,367	利益剰余金	8,232,365
電話加入権	14,439	利益準備金	214,125
その他	382	任意積立金	6,270,000
投資その他の資産	1,169,037	別途積立金	6,270,000
投資有価証券	738,638	当期末処分利益	1,748,240
子会社出資金	178,502	株式等評価差額金	240,406
長期前払費用	1,601	自己株式	△491
繰延税金資産	82,724	資本合計	10,093,677
差入保証金	164,535	負債及び資本合計	22,732,710
その他	3,035		
資産合計	22,732,710		

損 益 計 算 書

(自 平成17年 4月 1日)
(至 平成18年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目		金	額	
経 常 損 益 の 部	営業 損益 の部	営 業 収 益	30,184,253	
		売 上 高	30,184,253	
		営 業 費 用	27,344,794	
		売 上 原 価 販売費及び一般管理費	23,366,083 3,978,710	
	営 業 利 益		2,839,459	
	営業外 損益 の部	営 業 外 収 益		124,465
		受 取 利 息 及 び 配 当 金	7,393	
		そ の 他 営 業 外 収 益	117,071	
		営 業 外 費 用		44,081
		支 払 利 息 そ の 他 営 業 外 費 用	13,606 30,474	
経 常 利 益			2,919,843	
特別 損益 の部	特 別 損 失		338,613	
	子 会 社 出 資 金 評 価 損	255,787		
	訴 訟 和 解 金	60,577		
	そ の 他	22,249		
税 引 前 当 期 純 利 益			2,581,229	
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税			1,185,463	
法 人 税 等 調 整 額			△87,416	
当 期 純 利 益			1,483,183	
前 期 繰 越 利 益			265,056	
当 期 未 処 分 利 益			1,748,240	

(注記)

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法に基づく原価法

2. たな卸資産の評価基準および評価方法

(1) 商品……………後入先出法に基づく低価法

(2) 貯蔵品……………最終仕入原価法に基づく原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………法人税法の規定に基づく耐用年数による定率法

(2) 無形固定資産……………自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、それ以外の無形固定資産については、法人税法の規定に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用……………法人税法の規定に基づく定額法

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………売掛金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務および年金資産に基づき、必要と認められる額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金……………旧商法施行規則第43条の引当金であり、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規による期末要支給見込額を計上しております。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金利

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップは特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

7. 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

貸借対照表注記

- | | |
|---|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 3,805,089千円 |
| 2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している切断・加工設備、サーバ・ネットワーク設備一式などがあります。 | |
| 3. 子会社に対する短期金銭債権 | 169,039千円 |
| 4. 旧商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額 | 240,406千円 |
| 5. 保証債務極度額 | 352,200千円 |

損益計算書注記

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1. 子会社との取引高
売上高 | 255,385千円 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 107円 42銭 |

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

利 益 処 分 案

(単位：円)

摘 要	金 額
当 期 未 処 分 利 益 これを次のとおり処分致します	1,748,240,131
利 益 配 当 金 (1 株 に つ き 48円)	616,295,760
取 締 役 賞 与 金	104,000,000
別 途 積 立 金	760,000,000
次 期 繰 越 利 益	267,944,371

(注) 利益配当金は自己株式(505株)を除いて計算しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月9日

白 銅 株 式 会 社

取締役会 御中

中央青山監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 井 出 隆 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 向 出 勇 治 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、旧「株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、白銅株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第57期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、旧商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 膳本

監 査 報 告 書

平成18年5月12日

白 銅 株 式 会 社

取締役社長 井 上 薫 殿

白銅株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 荻 野 豪 ㊤

監 査 役 小 池 良 ㊤

仮 監 査 役 吉 田 治 彦 ㊤

当監査役会は平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第57期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、子会社に対し営業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社の財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関して子会社に関する職務を含め不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

以上

- (注) 1. 監査役小池良及び仮監査役吉田治彦は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
2. 監査役前川泰廣は、平成17年12月28日付をもって監査役を辞任いたしましたので、監査役報告書に署名押印いたしておりません。
 3. 仮監査役吉田治彦は、監査役前川泰廣の辞任により監査役の法定員数を欠くこととなったため、平成17年12月28日東京地方裁判所の決定により一時監査役の職務を行なうべき者（仮監査役）として選任され就任いたしました。就任前の監査につきましては、他の監査役より説明を受けるとともに重要な決裁書類を閲覧し、また会計監査人より報告を受けるなどの方法により監査いたしました。

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	16,297,096	流 動 負 債	12,243,537
現金及び預金	3,086,446	支払手形及び買掛金	9,854,293
受取手形及び売掛金	9,970,558	短期借入金	741,733
たな卸資産	2,971,894	未払法人税等	755,834
その他	287,018	賞与引当金	345,164
貸倒引当金	△18,821	その他	546,511
固 定 資 産	6,690,369	固 定 負 債	670,705
有形固定資産	4,380,057	長期借入金	502,985
建物及び構築物	2,162,446	退職給付引当金	4,734
機械装置及び運搬具	426,260	役員退職慰勞引当金	132,036
土地	1,656,834	その他	30,950
その他	134,515	負 債 合 計	12,914,243
無形固定資産	1,316,569	資 本 の 部	
ソフトウェア	1,263,682	資本金	1,000,000
その他	52,887	資本剰余金	621,397
投資その他の資産	993,742	利益剰余金	8,214,899
投資有価証券	738,638	株式等評価差額金	240,406
その他	255,104	為替換算調整勘定	△2,988
資 産 合 計	22,987,466	自己株式	△491
		資 本 合 計	10,073,222
		負債及び資本合計	22,987,466

連結損益計算書

(自 平成17年 4月 1日)
(至 平成18年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目		金	額
経 常 損 益 の 部	営業 損益 の 部	営 業 収 益	30,185,815
		売 上 高	30,185,815
		営 業 費 用	27,465,360
		売 上 原 価	23,343,223
		販売費及び一般管理費	4,122,136
		営 業 利 益	2,720,454
	営業外 損益 の 部	営 業 外 収 益	158,880
		受取利息及び配当金	7,743
		そ の 他 営 業 外 収 益	151,136
		営 業 外 費 用	45,400
	支 払 利 息	14,303	
	そ の 他 営 業 外 費 用	31,096	
	経 常 利 益	2,833,935	
特 別 損 益 の 部	特 別 損 失		82,826
	訴 訟 和 解 金	60,577	
	そ の 他	22,249	
税金等調整前当期純利益			2,751,108
法人税、住民税及び事業税			1,185,463
法人税等調整額			△89,930
当 期 純 利 益			1,655,575

注記事項

(連結の範囲等に関する事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子法人等の状況

① 連結子法人等の数

2社

② 連結子法人等の名称

上海白銅精密材料有限公司

上海白銅貿易有限公司

2. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等2社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(会計方針等)

1. 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

① 時価のあるもの

連結決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

2. たな卸資産の評価基準および評価方法

主として後入先出法に基づく低価法（洗替え方式）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

当社は、法人税法の規定に基づく耐用年数による定率法を採用し、連結子法人等は、所在地国の法令に基づく定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、主として社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

4. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金 当社は従業員の退職給付に備えるため、連結会計年度末における退職給付債務および年金資産に基づき、必要と認められる額を計上しております。
- (4) 役員退職慰労引当金 当社は役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規による当連結会計年度末の要支給見込額を計上しております。
5. 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準
在外連結子法人等の資産および負債は、在外連結子法人等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は資本の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
6. リース取引の処理方法
当社はリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
7. ヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法 当社の金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ取引
ヘッジ対象…借入金利
- (3) ヘッジ方針 借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法 金利スワップは特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。
8. 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。
9. 連結子法人等の資産および負債の評価の方法
全面時価評価法を採用しております。

(連結貸借対照表の注記)

- | | |
|---|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 3,817,133千円 |
| 2. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか切断設備一式その他についてはリース契約により使用しております。 | |

(連結損益計算書の注記)

- | | |
|-------------|---------|
| 1 株当たり当期純利益 | 120円84銭 |
|-------------|---------|

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月9日

白 銅 株 式 会 社

取締役会 御中

中央青山監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 井 出 隆 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 向 出 勇 治 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、白銅株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第57期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い白銅株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

平成18年5月12日

白 銅 株 式 会 社

取締役社長 井 上 薫 殿

白銅株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 荻 野 豪 ⑩

監 査 役 小 池 良 ⑩

仮 監 査 役 吉 田 治 彦 ⑩

当監査役会は平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第57期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、また、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (2) 子会社の調査の結果、連結計算書類に関し指摘すべき事項は認められません。

以 上

- (注) 1. 監査役小池良及び仮監査役吉田治彦は、旧「株式会社」の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
2. 監査役前川泰廣は、平成17年12月28日付をもって監査役を辞任いたしましたので、監査報告書に署名押印いたしておりません。
3. 仮監査役吉田治彦は、監査役前川泰廣の辞任により監査役の法定員数を欠くこととなったため、平成17年12月28日東京地方裁判所の決定により一時監査役の職務を行なうべき者（仮監査役）として選任され就任いたしました。就任前の監査につきましては、他の監査役より説明を受けるとともに重要な決裁書類を閲覧し、また会計監査人より報告を受けるなどの方法により監査いたしました。

以 上

株主総会参考書類

1. 総株主の議決権の数 128,391個

2. 議案および参考事項

第1号議案 第57期利益処分案承認の件

本議案の内容は、添付書類（18頁）に記載のとおりであります。

当期の利益配当金につきましては、業績に対応して積極的に利益還元を努めることとして、1株につき48円とさせていただきますと存じます。

また、取締役賞与金につきましては、当期の業績等を考慮して、取締役7名に対し、104百万円とさせていただきますと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1)「会社法」（平成17年法律第86号）第939条の規定に従い、当社の公告を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告によることのできない場合の措置を明確にするために、所要の変更を行うものであります。

(2)「会社法」（平成17年法律第86号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）が本年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社の定款を変更するものであります。

①当社の定款に取締役会、監査役、監査役会および会計監査人の機関をおく旨の定めや株主名簿管理人および株式に係る株券を発行する旨の定めがあるとみなされている事項を新設等するものであります。

②単元未満株主の管理の効率化を図るため、権利を限定するための規定を新設するものであります。

③インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。

④取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。

- ⑤社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります。
- ⑥機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当を取締役会決議により行うことを可能とする旨の規定を新設するものであります。
- ⑦その他、会社法等にあわせた用語の変更を行うとともに、字句の修正ならびに条数の変更等、定款全般にわたり、所要の変更を行うものであります。
- (3)機動的な配当政策を図るため、配当金の除斥期間を一般的に認められている5年から3年へ変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(変更箇所は下線の部分であります)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は、白銅株式会社と称し、英文ではHakudo Co., Ltd. と表示する。</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の各事業を営むことを目的とする。</p> <p>① 板・管・棒状等の銅・アルミニウム・ステンレス・鉄等の金属の販売及び切断等の加工</p> <p>② 板・管・棒状等の合成樹脂の販売及び切断等の加工</p> <p>③ 金属工作用機械器具、その部品、梱包用資材、各種ラック、照明器具及び切削油の販売</p> <p>④ 不動産の所有、管理及び賃貸</p> <p>⑤ 前各号に付帯する一切の業務</p>	<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>① 板・管・棒状等の銅・アルミニウム・ステンレス・鉄等の金属の販売および切断等の加工</p> <p>② 板・管・棒状等の合成樹脂の販売および切断等の加工</p> <p>③ 金属工作用機械器具、その部品、梱包用資材、各種ラック、照明器具および切削油の販売</p> <p>④ 不動産の所有、管理および賃貸</p> <p>⑤ 前各号に付帯する一切の業務</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p>	<p>(本店の所在地) (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p>
<p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。 (新設)</p>	<p>(公告の方法) 第5条 当社の公告は、電子公告により行う。 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p>
<p>第2章 株 式 (発行する株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、1,672万株とする。 2 当社は、商法第211条ノ3第1項2号の定めにより、取締役会決議をもって自己株式を取得することができる。</p>	<p>第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、1,672万株とする。 (削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 2 前項の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p>
<p>(1単元の株式の数) 第6条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p>	<p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(1単元の株式の数に満たない株式に係る株券の不発行) <u>第7条 当社は、1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</u></p>	<p>(第7条に移動し統合)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(単元未満株式についての権利)</u> <u>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(単元未満株式の買増し)</u> <u>第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を請求することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株主のなすべき届出、株券の再交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理および単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においては、これを取り扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 <u>株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）</u>、<u>株券喪失登録簿</u>および<u>新株予約権原簿</u>は、<u>株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株券の種類並びに、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株主のなすべき届出、株券の再交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理および単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料については、<u>取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>
<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 <u>前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(第14条へ移動)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 定時株主総会は、毎年 6 月に招集する。</p> <p>2 臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集する。</p> <p>2 臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。</p>
<p style="text-align: center;">(第10条から移動)</p>	<p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p>
<p>(招集者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役会長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p style="text-align: center;">(第 1 項を分離して規定)</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(決議方法) 第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p>	<p>(決議の方法) 第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p>
<p>(議決権の代理行使) 第14条 株主は、株主総会において、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、株主総会ごとに、<u>代理権を証する書面を提出することを要する。</u></p>	<p>(議決権の代理行使) 第18条 株主は、株主総会において、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(議事録) 第15条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役が署名捺印する。</p> <p>2 株主総会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</p>	<p>(議事録) 第19条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果、<u>その他法令に定める事項を記載または記録する。</u> (削除)</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第16条 当社には、取締役10名以内を置く。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第20条 当社の取締役は、10名以内とする。</p>
<p>(取締役の選任方法) 第17条 取締役の選任決議は、株主総会において、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(第1項を分離して規定)</p> <p>2 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p>(取締役の選任方法) 第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(取締役の任期) 第18条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に属する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(代表取締役) 第19条 代表取締役は、取締役会の決議により若干名を選任する。 2 代表取締役は、各自当社を代表する。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役会長1名および取締役社長1名を定めることができる。</p>
<p>(役付取締役) 第20条 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名を選任することができる。</p>	<p>(第23条に移動し統合)</p>
<p>(取締役会の招集者及び議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。取締役会長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。 (第1項を分離して規定)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>(取締役会の招集手続) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法) 第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(取締役会の決議の方法) 第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(新設)</p>	<p><u>(取締役会の決議の省略)</u> 第27条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。</p>
<p>(取締役会の議事録) 第24条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに署名捺印する。</p> <p>2 取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果、その他法令に定める事項を記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに署名押印または電子署名する。 (削除)</p>
<p>(取締役会規程) 第25条 取締役会に関する事項については、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会規程) 第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p>(取締役の報酬) 第26条 取締役の報酬並びに退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(取締役の責任免除) 第27条 当会社は、<u>商法第266条第12項の規程により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当会社は、<u>商法第266条第19項の規程により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、報酬の2倍の額までまたは法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第31条 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第28条 当会社には、<u>監査役4名以内を置く。</u></p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第32条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p>
<p>(監査役の選任方法) 第29条 <u>監査役の選任決議は、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u> (第1項を分離して規定)</p>	<p>(監査役の選任方法) 第33条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p>
<p>(監査役の任期) 第30条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (新設)</p>	<p>(監査役の任期) 第34条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(常勤監査役の選任) 第31条 監査役は、互選により常勤監査役を定める。</p>	<p>(常勤の監査役) 第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>
<p>(監査役会の招集手続) 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知) 第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>
<p>(監査役会の決議方法) 第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(監査役会の決議方法) 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p>
<p>(監査役会の議事録) 第34条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した監査役がこれに署名捺印する。 2 監査役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</p>	<p>(監査役会の議事録) 第38条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果、その他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに署名押印または電子署名する。 (削除)</p>
<p>(監査役会規程) 第35条 監査役会に関する事項については、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査役会規程) 第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>
<p>(監査役の報酬) 第36条 監査役の報酬並びに退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(監査役の報酬等) 第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(監査役の責任免除) 第37条 当社は、<u>商法第280条第1項の規程により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役の責任免除) 第41条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>
<p>第6章 計 算 (営業年度及び決算期) 第38条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>毎営業年度末日を決算期とする。</u></p>	<p>第6章 計 算 (事業年度) 第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの<u>1年</u>とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関) 第43条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p>
<p>(利益配当金の支払) 第39条 <u>利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</u> (第40条から移動し統合)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第44条 当社の期末配当の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u></p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、<u>毎年9月30日とする。</u></p>
<p>(中間配当の支払) 第40条 当社は、<u>取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して商法第293条ノ5に定める金銭の分配（以下中間配当と言う）をすることができる。</u></p>	<p>(第44条に移動し統合のため削除)</p>
<p>(配当金の除斥期間) 第41条 <u>利益配当金及び中間配当金が、支払開始の日から5年を経過してなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。</u></p>	<p>(配当金の除斥期間) 第45条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 株式の数
1	山田 祐次 (昭和13年2月2日生)	昭和38年6月 株式会社白銅商店（現廣成株式会社）常務取締役 昭和53年4月 同社代表取締役専務 平成4年1月 当社代表取締役専務 平成4年6月 廣成株式会社代表取締役社長 当社取締役 平成10年1月 当社代表取締役会長 (現在に至る)	264,000株
2	井上 薫 (昭和30年7月1日生)	昭和55年4月 オージー・ロイヤル株式会社入社 昭和56年10月 日立クレジット株式会社入社 昭和59年8月 白銅株式会社（現廣成株式会社）入社 平成9年10月 当社東部支社長 平成10年10月 当社中央支社長 平成11年10月 当社西部支社長 平成13年6月 当社取締役 平成14年4月 当社取締役執行役員 平成18年4月 当社代表取締役社長 (現在に至る) 上海白銅精密材料有限公司董事長 (現在に至る)	4,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 株式の 数
3	山 田 和 正 (昭和22年10月21日生)	昭和45年4月 住友商事株式会社入社 昭和48年4月 株式会社ファミリー 代表 取締役社長 昭和51年1月 白銅石油株式会社(現:株 式会社ライフ白銅) 代表取 締役員社長 昭和52年1月 同社代表取締役社長 (現在に至る) 平成4年6月 当社取締役 (現在に至る) 平成10年1月 廣成株式会社代表取締役社 長 (現在に至る)	370,000株
4	瓦 林 秀 嗣 (昭和17年3月27日生)	昭和40年4月 株式会社日本興業銀行入行 昭和57年6月 同行証券部発行第三課長 平成元年12月 同行大阪支店営業第四部長 平成10年6月 不動産信用保証株式会社常 勤監査役 平成10年8月 当社監査役 平成13年6月 株式会社ゲオ監査役 平成13年6月 当社取締役 (現在に至る) 平成14年6月 株式会社ゲオ取締役 平成17年3月 ドットコモディティ株式会 社常勤監査役 (現在に至る)	1,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 株式の 数
5	倉 橋 成 幸 (昭和23年1月2日生)	昭和45年4月 三菱商事株式会社入社 平成4年10月 菱信リース株式会社国際金 融部長、海外不動産部長兼 務 平成7年7月 三菱商事株式会社化学プラ ント部長代行 平成11年4月 倉橋護謨工業株式会社取締 役営業企画室長 平成12年4月 倉橋護謨工業株式会社常務 取締役 平成15年1月 株式会社東京測振代表取締 役常務取締役 (現在に至る) 平成16年6月 当社取締役 (現在に至る) 平成17年6月 倉橋護謨工業株式会社代表 取締役会長 (現在に至る)	1,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 株式の 数
6	小 田 律 (昭和34年3月30日生)	昭和56年4月 日立クレジット株式会社入社 昭和60年8月 白銅株式会社（現廣成株式会社）入社 平成13年4月 当社経営企画部室長 平成14年4月 当社執行役員東部支社長 平成16年6月 当社取締役執行役員 平成18年4月 当社取締役常務執行役員 （現在に至る） 当社営業本部長 （現在に至る）	4,000株

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち、山田和正、瓦林秀嗣、倉橋成幸の3氏は、社外取締役の候補者であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって仮監査役吉田治彦氏が任期満了となりますので、あらためて監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社の 株式数
吉田治彦 (昭和18年9月2日生)	昭和41年4月 三井物産株式会社入社 平成8年2月 米国三井物産株式会社副社長 平成13年6月 三井物産株式会社代表取締役常務取締役 通信・輸送・産業プロジェクト本部長 平成14年4月 同社常務執行役員 通信・輸送・産業プロジェクト本部長 平成15年6月 株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ取締役 (現在に至る) 長野計器株式会社取締役 (現在に至る) 平成17年12月 当社仮監査役 (現在に至る)	一株

- (注) 1. 監査役候補者と当社の間には、特別な利害関係はありません。
2. 吉田治彦氏は、社外監査役の候補者であります。

第5号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任される取締役北村文夫氏および平成17年12月28日付で辞任により監査役を退任されました前川泰廣氏に対し在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に基づき相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、時期および方法等は、退任取締役については取締役会に、また退任監査役については監査役の協議に各々ご一任願いたいと存じます。

上記各氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
北村文夫	平成7年6月 当社取締役
	平成12年6月 当社常務取締役
	平成14年4月 当社代表取締役社長
	平成18年4月 当社取締役相談役（現在に至る）
前川泰廣	平成13年6月 当社監査役
	平成17年12月 当社監査役退任

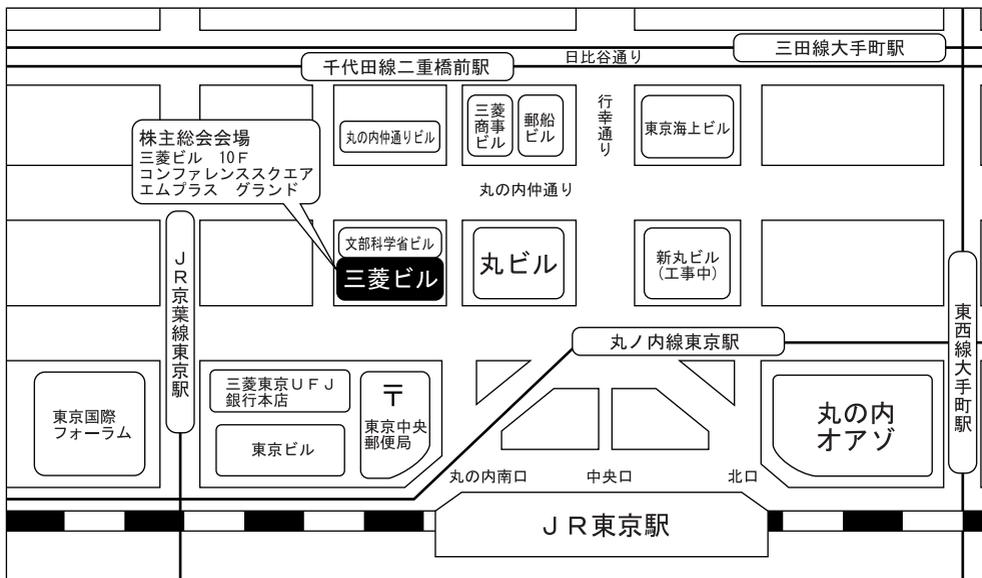
以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱ビル 10階
 コンファレンススクエア エムプラス グランド



交通 アクセスの ご案内

- JR
 「東京駅」(丸の内南口)……………徒歩約3分
 京葉線「東京駅」10番出口より直結
- 地下鉄
 東京メトロ千代田線「二重橋前駅」4番出口……………徒歩約2分
 東京メトロ丸ノ内線「東京駅」地下道経由……………徒歩約3分
 都営三田線「大手町駅」D1出口……………徒歩約4分
 東京メトロ東西線「大手町駅」B1出口……………徒歩約6分